

国立大学法人 鹿児島大学

学長 永田行博 殿

### 就業規則改正についての意見

郡元事業場過半数代表者 小栗 實

外国人教師の廃止に伴い、契約職員から外国人教師を削除する就業規則の改正および契約職員に関する規則の改正の件について、以下の点に留意が必要である。

1、外国人教師から外国人教員への身分の変更については、教育職員として採用になり、教授会への参加が可能になったなど積極的な面をふくむと同時に、本人にとっては収入の減少という面をふくんでいるので、十分な説明と強制によらない同意が必要である。

2、外国人教師は外国人教員となり、「鹿児島大学外国人教員の任期に関する規則」の適用を受け、5年の任期（再任は可）がつくことになった（第2条）。しかし、国立大学法人への移行により、「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」は「公立の大学等における外国人教員の任用等に関する特別措置法」と改称され（平成15年法117号）、国立大学法人には適用されなくなっているのので、日本国籍を有する教育職員（任期法に基づき導入されている任期つき教員は別にして）と区別して、外国人教員のみ任期を定める合理性はないと考えられる。法が適用されていた国立大学時代にも、外国人教員に任期を定めなかった大学（例 東京大学など）もすでにあり、法の適用がなくなった現在、この任期を見直すことが望ましいと考える。